

御船町農業委員会会議録

平成 29 年 1 月 10 日

御 船 町 農 業 委 員 会

平成 29 年 1 月定例農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成 29 年 1 月 10 日 (火) 午後 1 時 30 分から 3 時 00 分
2. 場 所 御船町役場分庁舎 2 階 大会議室

3. 出席委員 (19 名)

会 長 1 番 鶴野 幸典

会長職務代理者 2 番 富田 早苗

委 員 3 番 荒木 義一

委 員 12 番 藤村 俊治

委 員 4 番 竹崎 幸雄

委 員 13 番 藤田 邦弘

委 員 5 番 山本 富士夫

委 員 14 番 河地 友好

委 員 6 番 田中 安男

委 員 15 番 芥川 誠

委 員 7 番 緒方 顯治

委 員 16 番 藤本 隆盛

委 員 8 番 川地 良一

委 員 17 番 松岡 信浩

委 員 9 番 上田 洋介

委 員 18 番 江藤 弘

委 員 10 番 山下 啓四郎

委 員 19 番 吉住 健二

委 員 11 番 後藤 博文

委 員 20 番 荒木 崇

欠席者 11 番 後藤 博文

議事日程

1 開会

2 会長挨拶

3 議事録署名委員の指名

4 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

5 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

6 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

7 議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条について

8 報告第 1 号 耕作証明書発行の件について

9 その他

5. 農業委員会事務局職員

課 長 松永 正夫

係 長 山下 直樹

主 事 白石 加奈子

1 開会

開 会 (事務局) こんにちは。本日は、お忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。只今より平成 29 年 1 月の総会を始めさせていただきます。本日は 19 名の委員さんの出席であります。それでは、審議に入る前に総会の成立を宣言いたします。御船町農業委員会第 6 条に基づき委員さん 19 名の委員御出席をいただいておりますのでこの総会が成立することを宣言いたします。只今より平成 29 年 1 月の総会を開会いたします。議長につきましては、御船町農業委員会議規則第 4 条に基づき鶴野会長お願いいたします。鶴野会長議事進行をお願いいたします。

2 会長挨拶

はい。皆さん、あけましておめでとうございます。本年もよろしくお願いいたします。昨年度は、熊本地震・豪雨など自然災害が発生した年でありました。今年は、何事もなく平穏な 1 年であって欲しいものです。各委員さん方には、昨年 11 月から非農地の現地確認で、1 月 5 日まで忙しい中、確認していただきありがとうございました。現地確認は終了しました。本年もまたあると思います。協力お願いいたします。昨年から持越ししておりました、研修旅行を今年計画しております。我々農業委員も復興に貢献していかなければなりませんので、協力お願いいたします。早速ではありますが、1 月の総会を開催いたします。

議 長 それでは、議事録署名委員の指名を行います。8 番 川地委員 9 番 上田委員を指名いたします。宜しくお願いいたします。

議 長 それでは、議案の審議に入ります。議案第 1 号を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

3 議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請について

事務局 はい、1 ページをご覧ください。議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づき別紙のとおり許可申請があったので、

許可の決定について意見を求める。平成 29 年 1 月 10 日提出
御船町農業委員長 鶴野 幸典 2 ページをご覧ください。
議案書 3 条①の申請です。

物件の表示 大字〇〇字〇〇〇 地目畑 面積△m²

譲渡者の住所 氏名 〇〇県〇〇市〇〇町〇△番地
〇〇 〇〇

譲受者の住所 氏名 大字〇〇△番地 〇 〇〇

②件目の申請です。

物件の表示 大字〇〇字〇〇△ 地目田 面積△m²

大字〇〇字〇〇△ 地目田 面積△m²

田 2 筆 計△m²。

譲渡者の住所 氏名 大字〇〇△番地 〇〇 〇

譲受者の住所 氏名 〇〇県〇〇〇郡〇〇町大字〇〇△番地
〇〇 〇〇

③件目申請です。

物件の表示 大字〇〇字〇〇△ 地目畑 面積△m²。

譲渡者の住所 氏名 大字〇〇△△番地 〇〇 〇〇

譲受者の住所 氏名 大字〇〇△△番地 〇〇 〇〇

④件目申請です。

物件の表示 大字〇〇字〇〇〇△ 地目畑 面積△m²。

譲渡者の住所 氏名 〇〇県〇〇市〇区〇〇△丁目△番△号
〇〇 〇〇

譲受者の住所 氏名 大字〇〇〇△番地△ 〇〇 〇〇

理由 3 条許可所有権移転です。4 件 5 筆、町許可分の申請で
す。以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。3 条申請で所有権移転 4 件 5
筆、町許可分を提案いたしました。①の申請について要件等の
説明をお願いいたします。

事務局

はい、①の件について説明いたします。県の農業公社を通じ
て別の農地で農地の売買がありました。譲渡者は、県外に居住
しており、耕作管理できないため、こちらの農地も売りたいと
いうことで今回売買がまとまりました。それでは、机上配布し
ております農地法第 3 条の調査書に基づき説明いたします。第
2 項第 1 号（全部効率利用要件）につきましては、取得後は、
野菜の栽培をする約束をされました。又、農機具保有状況と労
働力とも認められると判断しております。第 2 項第 4 号（常時

従事)要件に関しましては、必要な農作業に常時従事されることが認められます。第2項第5(下限面積)要件につきましても、年間作業日数も150日以上であり認められ、取得後の面積も50a以上の農地を耕作しており御船町が定める下限面積を上回っております。第2項第6号転貸禁止要件についても、自ら耕作管理することを約束されました。第2項第7号地域との調和要件として、畑として耕作管理し、周辺地域へ支障きたさないことを約束されました。

以上のことから、事務局といたしましては、許可相当と判断いたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。3条につきましては、担当委員の19番委員お願いいたします。

19 番 はい、現地確認に参りました。話を伺ったところ事務局から説明があった通りであります。よって問題ないと判断いたします。審議の程をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。只今、事務局及び担当委員から説明がございました。3条の①件につきまして、皆さんからの質問等がございましたら、お願いいたします。ごさいませんか。

全委員 はい、ごさいません。

議 長 意見が無いようですので、異議なしと認めます。

この件につきまして、賛成の方挙手をお願いいたします。

議 長 はい、有難うございました。全委員、賛成で許可相当と判断いたします。続きまして、②を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、②について説明いたします。譲渡人は、高齢で耕作出来ないため売買の話が進み今回の申請に至った。調査書に基づき説明させていただきます。取得後は、引続き芋の栽培を行うことを確認いたしました。耕作に必要な農機具の状況、農作業に従事する労働力も認められ、稼働力常時従事世帯員とも認められます。第2項第5号取得後の耕作面積は、10,283 m²であり下限面積を上回っております。転貸禁止要件自ら耕作すること、農地として耕作、管理することを確認いたしました。地域との調和は、畑として耕作管理し、周辺地域へ支障をきたさないことを約束されました。よって総合判断といたしまして、許可相当と判断しております。以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。この件につきましては、担当委員 13 番委員から説明をお願いいたします。

13 番 はい、事務局と一緒に現地確認に参りました。問題は無いと判断いたします。審議の程をよろしくをお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございました。3 条の②件につきまして、皆さんからの質問等がございましたら、お願いいたします。ございませんか。

全委員 はい、ございません。

議 長 意見が無いようですので、異議なしと認めます。この件につきまして、賛成の方挙手をお願いいたします。

はい、有難うございました。全委員、賛成で許可相当と判断いたします。続きまして、③について要件等の説明をお願いいたします。

事務局 はい、では③について説明いたします。譲受人が、熊本地震で被災し、今回、農地を購入し住宅を建設する予定であります。残地は、畑として利用する予定で今回所有権移転の申請に至った。調査書に基づき説明させていただきます。取得後は、引続き栗の栽培を行うことを確認いたしました。耕作に必要な農機具の状況、農作業に従事する労働力も認められ、稼働力常時従事世帯員とも認められます。第 2 項第 5 号取得後の耕作面積は、8,359 m²であり下限面積を上回っております。転貸禁止要件自ら耕作すること、農地として耕作、管理することを確認いたしました。地域との調和は、畑として耕作管理し、周辺地域へ支障をきたさないことを約束されました。よって総合判断といたしまして、許可相当と判断しております。以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。この地域担当委員は、4 番委員をお願いいたします。

4 番 はい、現地確認へ参りました。今事務局より説明が、あった通りであります。何ら問題はないと判断いたしますので、審議のほどをお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございました。只今の案件について皆さんからのご意見はございませんか。

全委員 はい、ございません。

議 長 では、意見が無いようですので、異議なしと認めます。この件につきまして、賛成の方挙手をお願いいたします。

はい、有難うございました。全委員、賛成で許可相当と判断い

たします。続きまして、④について事務局より要件等の説明をお願いいたします。

事務局

はい、では④について説明いたします。調査書4ページをご覧ください。譲渡人は、町外に在住しております。耕作管理できないため、所有権移転の申請となりました。では調査書に基づき説明いたします。

取得後は、引続き果樹の栽培を行うことを確認いたしました。耕作に必要な農機具の状況、農作業に従事する労働力も認められ、稼働力常時従事世帯員とも認められます。第2項第5号取得後の耕作面積は、10,058 m²であり下限面積を上回っております。転貸禁止要件自ら耕作すること、農地として耕作、管理することを確認いたしました。地域との調和は、畑として耕作管理し、周辺地域へ支障をきたさないことを約束されました。よって総合判断といたしまして、許可相当と判断しております。以上です。

議 長

はい、ありがとうございます。この地域担当委員は、18番委員をお願いいたします。

18 番

はい、現地確認へ参りました。今事務局より説明が、あった通りであります。何ら問題はないと判断いたしますので、審議のほどをお願いいたします。

議 長

只今の案件について皆さんからのご意見はございませんか。

全委員

はい、ございません。

議 長

では、意見が無いようですので、異議なしと認めます。

この件につきまして、賛成の方挙手をお願いいたします。

はい、有難うございました。全委員、賛成で許可相当と判断いたします。続きまして、議案第2号を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局

はい、議案2号 農地法第4条第1項の規定に基づき別紙のとおり許可申請があったので、意見の決定を求める。平成29年1月10日提出 御船町農業委員会 会長 鶴野 幸典。4ページをご覧ください。

議案書(4条)①です。

物件の表示 大字〇〇字〇〇△ 地目畑 面積△m²

所有者の住所氏名 大字〇〇△番地 〇〇 〇〇

理由4条許可(県)転用の目的 植林です。

議案書(4条)②です。

物件の表示 大字〇〇字〇〇△△ 地目田 面積△m²

所有者の住所氏名 大字〇〇△番地 〇〇 〇〇

理由 4 条許可（県）転用の目的 個人住宅です。

議案書（4 条）③です。

物件の表示 大字〇〇字〇〇△△ 地目畑 面積△m²

所有者の住所氏名 大字〇〇△△番地△ 〇〇 〇〇

理由 4 条許可（県）転用の目的 植林です。

議案書（4 条）④です。

物件の表示 大字〇〇字〇〇△の一部 地目畑 面積△m²の内△m²

所有者の住所氏名 大字〇〇△△番地 〇〇 〇〇

理由 4 条許可（県）転用の目的 農家住宅です。

議案書（4 条）⑤です。

物件の表示 大字〇字〇〇〇△の一部 地目畑 面積△m²の内△m²。

大字〇字〇〇〇△の一部 地目畑 面積△m²の内△m²。畑 2 筆計△m²。

所有者の住所氏名 〇〇県〇〇市〇〇区〇〇〇町△番△号
〇〇 〇〇

理由 4 条許可（県）転用の目的 道路です。

以上 5 件 6 筆の県許可申請です。

以上です。

議 長

はい、ありがとうございます。4 条の申請 5 件でした。事務局より①番の許可の要件等の説明をお願いいたします。

事務局

はい、実質審査表に基づき説明いたします。場所から説明させていただきます。〇〇の〇〇から〇〇へ行く途中にあります。〇〇〇というところであります。議案書 7 ページを確認ください。集落の手前から左折し、山の中に今回の申請地があります。農地の区分といたしましては、第 2 種農地と判断しております。面積につきましては、△m²であります。農地の区分と転用目的としては、申請地は、役場より直線で 8 k m 位離れている。周囲は山林に囲まれた農地であります。約 12 年前までは畑として利用しておりましたが、機械も入らず、日照も悪く、道路幅員も狭いなど耕作条件も悪いため、植林を現在しております。現在は、山林として管理していることから、今回、農地法第 4 条申請に至った。周辺は周囲に担い手が耕作するような農地も

なく将来的にも農業投資の可能性は極めて低いところで、転用による担い手への集積も問題は無いと判断されます。続きまして、一般基準です。資力及び信用です。現状のままの利用でありますので問題ないと判断します。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無としては、転用の妨げになる権利を有する者は存在しません。計画の妥当性は、畑1筆△㎡を、山林にする計画であり、妥当と判断いたしました。周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無としては、申請地を山林へ転用することで周囲に残る農地の集団化や農作業の効率化、その他農業上の総合的な利用に支障を及ぼす恐れはございません。また同農地は将来的に農業投資の可能性は少ないところで、周辺の農地への日照、通風等で支障を及ぼす恐れは少ない。雨水表面排水は、地下浸透とします。下流域の農業用排水施設への支障は少ないものと判断されます。6 ページに記載してあります、給排水計画であります。給水に関しましては、利用無しで、雨水排水に関しましては、地下浸透であります。雑排水・汚水排出予定はありません。8 ページに配置図、排水計画図が記載してあります。植林を事前にされておりますので始末書を提出していただいております。

以上なことから、総合的に判断したところ許可相当と判断いたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。4 条植林申請でした。担当委員 12 番委員説明をお願いいたします。

12 番 はい、只今、事務局より説明があった通りでございます。実際に現地確認へ参りました。周辺は山林に囲まれておりまして、何ら問題は無いと判断しております。審議の程をよろしく願いいたします。

以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。皆さんから何か質問ご意見等がございましたらお願いいたします。

全委員 異議なし。

議 長 意見等もないようですので、異議なしと認めます。

この件につきまして、賛成の方挙手をお願いいたします。

はい、有難うございました。全委員、賛成で許可相当と判断いたします。意見書を付けて県へ提出いたします。続きまして、②番の許可の要件等の説明をお願いいたします。

事務局

はい、議案書 11 ページをご覧ください。受付番号②番。場所に関しましては、14 ページに載せております。元々〇〇があったところであります。農地の区分としては、第 3 種農地と判断しております。都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域（第 2 種低層住居専用地域）に定められた農地である。面積としては、 Δ ㎡。役場より 1 km ほど離れている。今回、熊本地震により、自宅が被災し、住むことができなくなったため、今回の申請地へ個人住宅の建設を計画し、農地法第 4 条申請に至った。周辺は周囲に担い手が耕作するような農地もなく将来的にも農業投資の可能性は極めて低いところで、転用による担い手への集積も問題は無いと判断されます。続きまして、一般基準です。資力及び信用です。借入金にて対応する計画であり、融資証明書により事業に必要な資金を有していると判断されます。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無としては、転用の妨げになる権利を有する者は存在しません。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性として、工期は平成 29 年 3 月 1 日から平成 29 年 10 月 31 日までの計画であり、遅滞なく供することに問題はないと判断します。計画面積の妥当性は、田 1 筆 Δ ㎡を、個人住宅にする計画であり、妥当と判断いたしました。周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無としては、申請地を個人住宅へ転用することで周囲に残る農地の集団化や農作業の効率化、その他農業上の総合的な利用に支障を及ぼす恐れはございません。また同農地は将来的に農業投資の可能性は少ないところで、周辺の農地への日照、通風等で支障を及ぼす恐れは少ない。雨水表面排水は、地下浸透とします。下流域の農業用排水施設への支障は少ないものと判断されます。6 ページに記載してあります、給排水計画ではありますが、給水に関しましては、公共上水道より給水。雨水排水に関しましては、区域内雨水集水施設により、集水し、水路へ接続放流。雑排水・汚水は公共下水道へ放流する計画であります。15 ページに配置図、排水計画図が記載してあります。熊本地震時に家族で一時的に避難場所として農地を利用しておりましたので顛末書を提出していただいております。

以上なことから、総合的に判断したところ許可相当と判断いたします。以上です。

議長

はい、ありがとうございました。4 条個人住宅の転用申請でし

た。担当委員 18 番委員説明をお願いいたします。

18 番 はい、只今、事務局より説明があった通りでございます。実際に現地確認へ参りました。何ら問題は無いと判断しております。審議の程をよろしくをお願いいたします。
以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。皆さんから何か質問ご意見等がございましたらお願いいたします。

全委員 異議なし。

議 長 意見等もないようですので、異議なしと認めます。
この件につきまして、賛成の方挙手をお願いいたします。

はい、有難うございました。全委員、賛成で許可相当と判断いたします。意見書を付けて県へ提出いたします。続きまして、③番の許可の要件等の説明をお願いいたします。

事務局 はい、議案書 18 ページをご覧ください。受付番号③番。場所に関しましては、20 ページに載せております。〇〇の〇〇〇集落であります。農地の区分としては、第 2 種農地と判断しております。面積につきましては、△㎡であります。役場より、7km ほど離れており、周囲は山林に囲まれている。約 55 前までは、畑として管理しておりましたが、道路も狭く、大型機械が入らないため、現在は植林をして山林として管理していることから、今回、農地法第 4 条申請に至った。周辺は周囲に担い手が耕作するような農地もなく将来的にも農業投資の可能性は極めて低いところで、転用による担い手への集積も問題は無いと判断されます。続きまして、一般基準です。資力及び信用です。現状のままの利用であり問題ないと思われる。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無としては、転用の妨げになる権利を有する者は存在しません。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性として、現状のままの利用であり問題ないと思われる。計画の妥当性は、畑 1 筆△㎡を山林にする計画であり、妥当と判断いたしました。周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無としては、申請地を山林へ転用することで周囲に残る農地の集団化や農作業の効率化、その他農業上の総合的な利用に支障を及ぼす恐れはございません。また同農地は将来的に農業投資の可能性は少ないところで、周辺の農地への日照、通風等で支障を及ぼす恐れは少ない。雨水表面排水は、地下浸透とします。下流域の農業用排水施設への支障は少ない

ものと判断されます。6 ページに記載してありますが、給排水計画はありません。雨水排水に関しましては、自然地下浸透。21 ページに配置図、排水計画図が記載してあります。植林してありますので、始末書を提出していただいております。

以上なことから、総合的に判断したところ許可相当と判断いたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。4 条植林の転用申請でした。担当委員 20 番委員説明をお願いいたします。

20 番 はい、只今、事務局より説明があった通りでございます。実際に現地確認へ参りました。何ら問題は無いと判断しております。審議の程をよろしくをお願いいたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。皆さんから何か質問ご意見等がございましたらお願いいたします。

全委員 異議なし。

議 長 意見等もないようですので、異議なしと認めます。

この件につきまして、賛成の方挙手をお願いいたします。

はい、有難うございました。全委員、賛成で許可相当と判断いたします。意見書を付けて県へ提出いたします。続きまして、④番の許可の要件等の説明をお願いいたします。

事務局 はい、24 ページをご覧ください。受付番号④番〇〇 〇〇。農地の区分としては、第 1 種農地と判断しております。申請地は、土地改良法第 2 条第 2 項に規定する土地改良事業の施工に係る区域内にある農地である。場所につきましては、26 ページに載せております。農振除外申請があったところであります。面積は、△㎡であります。申請地は、役場より 2.5 km ほど離れた東側を農地、西・南側を道路、北側を水路に囲まれた水田の一角であります。申請人は、熊本地震によって自宅が被災したため、現在の場所においては、道路中心後退が発生し、面積が狭くなるため集落内で近くの土地を探してみた。しかし、なかなか土地を見つけることができず、自分の所有する農地の一部を宅地に転用し個人住宅を建設することにし、農地法第 4 条申請に至った。申請地は、第 1 種農地ではあるが、住宅区その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置される農地であり、例外的に転用ができると判断されます。続きまして、

一般基準です。資力及び信用です。自己資金にて対応する計画であり、残高証明書により事業に必要な資金を有していると判断されます。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無としては、転用の妨げになる権利を有する者は存在しません。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性として、工期は平成29年1月25日から平成29年6月30日までの計画で、遅滞なく供することに問題ないと判断します。計画の妥当性は、田1筆△㎡を農家住宅にする計画であり、妥当と判断いたしました。周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無としては、申請地を農家住宅へ転用することで周囲に残る農地の集団化や農作業の効率化、その他農業上の総合的な利用に支障を及ぼす恐れはございません。また同農地は将来的に農業投資の可能性は少ないところで、周辺の農地への日照、通風等で支障を及ぼす恐れは少ない。法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況としては、現在、農振除外公告縦覧中である。雨水・排水は、地下浸透とします。下流域の農業用排水施設への支障は少ないものと判断されます。給排水計画は、公共上水道を引き込む。雨水排水に関しましては、北側入口に側溝を設置し集水し水路へ放流する。生活雑排水は、合併浄化槽にて処理後用水路へ放流する。27ページに配置図、排水計画図が記載してあります。

以上なことから、総合的に判断したところ許可相当と判断いたします。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。4条農家住宅の申請でした。担当委員14番委員説明をお願いいたします。

14番 はい、只今、事務局より説明があった通りでございます。実際に現地確認へ参りました。何ら問題は無いと判断しております。審議の程をよろしくをお願いいたします。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。皆さんから何か質問ご意見等がございましたらお願いいたします。

全委員 異議なし。

議長 意見等もないようですので、異議なしと認めます。この件につきまして、賛成の方挙手をお願いいたします。はい、有難うございました。全委員、賛成で許可相当と判断いたします。意見書を付けて県へ提出いたします。続きまして、

⑤番の許可の要件等の説明をお願いいたします。

事務局

はい、議案書 28 ページをご覧ください。受付番号⑤番。場所に関しましては、30 ページに載せております。農地の区分としては、第 2 種農地と判断しております。面積につきましては、△㎡であります。役場より 3 km ほど離れており、今回、隣接した農地で農家住宅が建設されるに当たって、申請地は都市計画区域に入っており建築基準法第 42 条第 2 項道路に概当するためセットバックの必要性がある。今回は現状の道路幅員から中心後退した部分を道路として転用する計画で農地法第 4 条申請に至った。周辺は周囲に担い手が耕作するような農地もなく将来的にも農業投資の可能性は極めて低いところで、転用による担い手への集積も問題は無いと判断されます。続きまして、一般基準です。資力及び信用です。中心後退だけであるため、特に資金は必要としないため問題ないと判断します。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無としては、転用の妨げになる権利を有する者は存在しません。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性として、工期は許可日から平成 29 年 5 月 31 日までの計画であり、特に問題ないと判断します。現状のままの利用であり問題ないと思われる。計画の妥当性は、畑 2 筆△㎡を道路にする計画であり、妥当と判断いたしました。周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無としては、申請地を道路へ転用することで周囲に残る農地の集団化や農作業の効率化、その他農業上の総合的な利用に支障を及ぼす恐れはございません。また同農地は将来的に農業投資の可能性は少ないところで、周辺の農地への日照、通風等で支障を及ぼす恐れは少ない。雨水表面排水は、地下浸透とします。下流域の農業用排水施設への支障は少ないものと判断されます。給水計画はありません。31 ページに配置図、排水計画図が記載してあります。

以上なことから、総合的に判断したところ許可相当と判断いたします。以上です。

議長

はい、ありがとうございました。4 条道路申請でした。担当委員 7 番委員説明をお願いいたします。

7 番

はい、只今、事務局より説明があった通りでございます。実際に現地確認へ参りました。何ら問題は無いと判断しております。審議の程をよろしくをお願いいたします。

以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。皆さんから何か質問ご意見等がございましたらお願いいたします。

全委員

異議なし。

議 長

意見等もないようですので、異議なしと認めます。

この件につきまして、賛成の方挙手をお願いいたします。

はい、有難うございました。全委員、賛成で許可相当と判断いたします。意見書を付けて県へ提出いたします。続きまして、議案第 3 号を提案いたします事務局より説明をお願いいたします。

事務局

はい、33 ページをご覧ください。

議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定に基づき別紙のとおり許可申請があったので、意見の決定を求める。

平成 29 年 1 月 10 日提出 御船町農業委員長 鶴野 幸典。

次のページをご覧ください。

議案書 5 条は、8 件の申請がありました。

物件の表示① 大字〇〇〇字〇〇 地番 △△

地目 田 面積△㎡

譲渡者の住所 氏名 大字〇〇〇△番地 〇〇 〇〇

譲受者の住所 氏名 〇〇市〇区〇〇△丁目△番△号

〇〇〇(株) 代表取締役 〇〇 〇〇

理由 5 条許可所有権移転 転用目的 看板用地。

②物件の表示 大字〇〇 字〇〇 地番 △△

地目 畑 面積 △㎡

譲渡者の住所 氏名 大字〇〇△△番地 〇〇 〇〇

譲受者の住所 氏名 大字〇〇△△番地 〇〇 〇〇

理由 5 条許可所有権移転 転用目的 農家住宅です。

③物件の表示 大字〇〇字〇〇〇 地番△△ 地目田

面積△㎡

大字〇〇字〇〇〇 地番△△ 地目畑

面積△㎡です

譲渡者の住所 氏名 大字〇〇△番地 〇〇 〇〇

譲受者の住所 氏名 〇〇市〇区〇〇町〇〇△△番地△

有限会社〇〇〇 〇〇 〇〇

物件の表示 大字〇〇字〇〇〇地番△ 地目畑 面積△m²

譲渡者の住所 氏名 〇〇市〇区〇〇〇△丁目△番△号
〇 〇〇

譲受者の住所 氏名 〇〇市〇区〇〇町〇〇△△番地△
有限会社〇〇〇〇 〇〇 〇〇

以上田 1 筆畑 2 筆 合計△m²です。

理由 5 条許可所有権移転 転用目的 土木・建設資材置場。

④物件の表示 大字〇〇字〇〇〇 地目田 面積△m²

譲渡者の住所 氏名 大字〇〇△△番地 〇〇 〇

譲受者の住所 氏名 大字〇〇〇△番地△
〇〇 〇〇

理由 5 条許可所有権移転 転用目的 貸資材置場です。

⑤物件の表示 大字〇〇字〇〇〇△の一部 地目田
面積△m²の内△m²

譲渡者の住所 氏名 大字〇〇△番地 〇〇 〇〇

譲受者の住所 氏名 大字〇〇△番地 〇〇 〇〇

理由 5 条使用貸借権設定 転用目的 通路です。

⑥物件の表示 大字〇〇字〇〇△ 地目畑 面積△m²

譲渡者の住所 氏名 大字〇〇△△番地 〇〇 〇〇

譲受者の住所 氏名 大字〇〇△△番地 〇〇 〇〇

理由 5 条使用貸借権設定 転用目的 個人住宅です。

⑦物件の表示 大字〇〇字〇〇△△ 地目畑 面積△m²

譲渡者の住所 氏名 〇〇県〇〇〇市〇区〇〇〇町△丁目
〇〇 〇〇

譲受者の住所 氏名 大字〇〇△△番地 〇〇 〇〇

理由 5 条使用貸借権設定（県）転用目的 個人住宅です。

⑧物件の表示 大字〇字〇〇〇△の一部 地目畑

面積△m²の内△m²

大字〇字〇〇〇△の一部 地目畑

面積△m²の内△m²

畑 2 筆 合計△m²です。

譲渡者の住所 氏名 〇〇市〇〇区〇〇〇△番△号
〇〇 〇〇

譲受者の住所 氏名 大字〇△△番地 〇〇 〇〇

使用貸借権設定（県許可）農家住宅です。農地法第 5 条所有権

移転及び5条使用貸借権設定合計7件です。

議長

はい、ありがとうございました。8件11筆です。では、①番の許可要件等の事務局より説明をお願いいたします。

事務局

はい、議案第3号受付番号①番 場所に関しては、40ページをご覧ください。場所につきましては、〇〇〇と〇〇との間になります。立地条件から説明いたします。農地の区分ですが第3種農地と判断いたしました。判断理由といたしましては、申請地は都市計画法第8号第1項第1号に規定する用途地域(近隣商業地域)に定められた農地であることから第3種農地と判断します。面積としては、 Δm^2 であります。転用の目的としては、役場より直線で0.6km離れた東側を雑種地、西側を水路、南側を宅地、北側に道路に囲まれた水田の一角である。申請人は、国道沿いでもあり、以前から近隣店舗及び事業所から広告看板の設置要望もあってきたことから、地権者と交渉した結果、話がまとまり今回、地域活性化にもつながるということで、農地法第5条申請に至った。続きまして、一般基準です。資力及び信用は、資金につきましては自己資金で対応ということで残高証明書において確認したところ特に問題は無いと判断いたしました。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無といたしましては、抵当権が設定されている農地ではない。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性は、許可後直ちに転用事業に着手し、平成29年3月31日までに工事を完了する予定でございます。計画の妥当性ですが、田1筆 Δm^2 の敷地に看板用地の計画であり、配置等について妥当と判断します。周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無ですが、申請地を看板用地に転用することで周囲に残る農地の集団化や農作業の効率化、そのほか農業上の総合的な利用に支障を及ぼす恐れはありません。また、同農地は将来的に農業投資の可能性は少ない。周辺の農地への日照、通風等で支障を及ぼす恐れは少ないと判断いたします。下流域の農業用排水施設への支障は少ないものと判断されます。申請地周囲の同意はいただいております。給水計画につきましては、看板用地ということで、計画はありません。雨水は、自然浸透の計画であります。オーバーフロー分は隣接水路へ放流する計画であります。41ページに配置図・平面図・排水計画が記載してあります。確認してください。現状の写真は42ページに記載してあります。総合判断と

して、事務局といたしましては許可相当と判断いたします。

議 長 はい、ありがとうございます。看板用地への転用でございます。担当の10番委員お願いいたします。

10 番 はい、事務局の説明と現地確認いたしました。周囲の同意も取っており何も問題はございません。審議の程をお願いいたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。事務局、農業委員の意見をお伺いいたしました。現況は、耕作していないようですね。皆さんの方で何かご意見等がございましたらお願いいたします。ございません。

全委員
議 長 意見等がございませんので、①に関して、許可相当であると思われる方は、挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。全委員賛成で許可相当と決定いたします。続きまして、②の件について事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、43ページをご覧ください。受付番号②番。申請地の場所といたしましては、45ページに記載しております。〇〇というところになります。立地基準といたしまして、第2種農地として考えております。面積といたしましては、△㎡であります。申請地は、役場より8kmほど離れた北側を道路、それ以外を畑に囲まれた畑地の一角であります。申請人は、昨年4月の熊本地震により自宅が全壊する被害を受けたため、自宅の建替えが必要となった。しかし、現在の自宅の横の竹山から土砂崩落の危険性があり、その場所での建替えは危険で、申請地周辺でも営農しているため、土地の所有者と話を進めたところ話がまとまり、農家住宅建設を計画し、農地法第5条申請に至った。周辺は未整備の小規模な畑作地帯で、周囲に担い手が耕作する農地もなく将来的にも農業投資の可能性は極めて低いところで、転用による担い手への集積も問題は無いと判断いたしました。続きまして、一般基準です。資力及び信用は、自己資金・借入金・被災者生活再建支援金にて対応する計画であり、残高証明書により事業に必要な資金を有していると判断いたしました。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無といたしましては、抵当権が設定されている農地ではない。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性は、工期は平成29年2月1日から平成30年4月30日までに工事を完了する

予定でございます。計画の妥当性ですが、畑1筆△m²、農家住宅建設の計画であり、配置等については妥当と判断いたします。周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無ですが、申請地を農家住宅へ転用することで周囲に残る農地の集団化や農作業の効率化、そのほか農業上の総合的な利用に支障を及ぼす恐れはありません。また、同農地は将来的に農業投資の可能性は少ない。周辺の農地への日照、通風等で支障を及ぼす恐れは少ないと判断いたします。下流域の農業用排水施設への支障は少ないものと判断されます。申請地周囲の同意はいただいております。給排水計画につきましては、公共上水道により引き込む計画であります。雨水に関しましては、町道側溝へ放流する計画であります。生活雑排水につきましては、合併浄化槽で処理後、町道側溝へ放流する計画であります。法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況としては、現在、農振除外の県の事前協議が終了し公告縦覧中である。45 ページに配置図・平面図・排水計画図が記載してあります。確認してください。総合判断として、事務局といたしましては許可相当と判断いたします。

議 長 はい、ありがとうございました。事務局からの要件等の説明でした。この地域の担当委員、4番委員説明をお願いいたします。

4 番 はい、事務局と一緒に現地確認へ参りました。この件に関しては、何ら問題はございません。審議の程をよろしく願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございました。只今、事務局・委員から説明がございましたが、何かご意見がございましたらお願いいたします。

議 長 意見がないようですので、この件に関しまして、賛成の方は、挙手をお願いいたします。 はい、ありがとうございます。全委員賛成で、許可相当と判断いたします。意見書を付けて県へ送付いたします。続きまして、③番を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、46 ページをご覧ください。受付番号③番。場所につきましては、48 ページに記載しております、確認ください。今回3条に近い申請地であります。今回、分筆されて個人住宅を建設される計画であります。立地基準から説明いたします。第2種農地として考えております。面積といたしましては、△

m²であります。申請地は、役場より 5k mほど離れた北側を道路、それ以外を農地に囲まれた農地の一角であります。申請人は、昨年 4 月の熊本地震の復興工事の増加により県内各地での工事が増加している。上益城方面の工事も多く、その工事の拠点として当該地を購入し、作業効率を図り、一早い震災復興ができるようにと今回、農地法第 5 条申請に至った。周辺は未整備の小規模な畑作地帯で、周囲に担い手が耕作する農地もなく将来的にも農業投資の可能性は極めて低いところで、転用による担い手への集積も問題は無いと判断いたしました。続きまして、一般基準です。資力及び信用は、自己資金にて対応する計画であり、残高証明書により事業に必要な資金を有していると判断いたしました。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無といたしましては、抵当権が設定されている農地ではない。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性は、工期は平成 29 年 2 月 1 日平成 29 年 7 月 31 日までに工事を完了する予定でございます。計画の妥当性ですが、田 1 筆畑 2 筆△m²を資材置場の計画であり、配置等については妥当と判断いたします。周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無ですが、申請地を資材置場へ転用することで周囲に残る農地の集団化や農作業の効率化、そのほか農業上の総合的な利用に支障を及ぼす恐れはありません。また、同農地は将来的に農業投資の可能性は少ない。周辺の農地への日照、通風等で支障を及ぼす恐れは少ないと判断いたします。下流域の農業用排水施設への支障は少ないものと判断されます。申請地周囲の同意はいただいております。法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況としては、現在、農振除外公告縦覧中である。給排水計画につきまして、給水に関しては、計画はございません。排水に関しましては、汚水・雑排水はございません。雨水に関しましては、雨水浸透枡で処理、自然浸透の計画であります。砂利敷きで、49 ページに配置図・平面図・排水計画が記載してあります。確認してください。50 ページに始末書が提出されております。ご確認ください。総合判断として、事務局といたしましては許可相当と判断いたします。

議 長 はい、ありがとうございます。資材置場への転用申請でした。この担当委員 5 番委員お願いいたします。

5 番 はい、事務局の説明と現地確認いたしました。周囲の同意も取

ってあり何も問題はございません。審議の程をお願いいたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。只今、事務局・委員から説明がございましたが、何かご意見がございましたらお願いいたします。

全委員 ありません。

議 長 意見がないようですので、この件に関しまして、賛成の方は、挙手をお願いいたします。 はい、ありがとうございます。全委員賛成で、許可相当と判断いたします。意見書を付けて県へ送付いたします。続きまして、④番を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、51 ページをご覧ください。受付番号④番。場所につきましては、53 ページに記載しております、確認ください。国道 443 号線沿いに〇〇〇という会社がございますが、手前から右へ入った町道沿いがあります。以前に転用で駐車場にしたところの横になります。貸資材置場の整備計画であります。立地基準から説明いたします。第 2 種農地として考えております。面積といたしましては、 Δ ㎡であります。申請地は、役場より 1.5 km ほど離れた東・北側を農地、西側を雑種地、南側を宅地に囲まれた水田の一角であります。申請人は、隣接した場所で貸駐車場として土木業者へ貸し出している。この土木業者は、昨年 4 月熊本地震により土木建設工事が急増し資材置場が不足している。そのようなことから、近隣の土地を探していたところ、土地の所有者と話が進み、貸資材置場として農地法第 5 条申請に至った。周辺は未整備の小規模な畑作地帯で、周囲に担い手が耕作する農地もなく将来的にも農業投資の可能性は極めて低いところで、転用による担い手への集積も問題は無いと判断いたしました。続きまして、一般基準です。資力及び信用は、借入金にて対応する計画であり、貸付証明書により事業に必要な資金を有していると判断いたしました。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無といたしましては、抵当権が設定されている農地ではない。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性は、平成 29 年 2 月 15 日平成 29 年 3 月 31 日までに工事を完了する予定でございます。計画の妥当性ですが、田 1 筆 Δ ㎡の敷地に貸資材置場の計画であり、配置等については妥当と判断いたします。周辺の農地等に係る営農条

件への支障の有無ですが、申請地を貸資材置場へ転用することで周囲に残る農地の集団化や農作業の効率化、そのほか農業上の総合的な利用に支障を及ぼす恐れはありません。また、同農地は将来的に農業投資の可能性は少ない。周辺の農地への日照、通風等で支障を及ぼす恐れは少ないと判断いたします。下流域の農業用排水施設への支障は少ないものと判断されます。申請地周囲の同意はいただいております。給排水計画につきましては、給水に関しては、計画無しです。雨水に関しましては、申請地内にて蓋つきU字溝を設置し、隣接敷地の貸駐車場の雨排水を既存U字溝に接続して放流する。54 ページに配置図・平面図・排水計画が記載してあります。確認してください。現状の写真は 55 ページに記載してあります。総合判断として、事務局といたしましては許可相当と判断いたします。

議 長 はい、ありがとうございます。駐車場申請でした。この担当委員 20 番委員お願いいたします。

20 番 はい、事務局と現地確認へ参りました。転用に関しては、周囲の状況を見ても何ら問題ないと判断いたします。審議の程をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。只今、事務局・委員から説明がございましたが、何かご意見がございましたらお願いいたします。

全委員 ありません。

議 長 意見がないようですので、この件に関しまして、賛成の方は、挙手をお願いいたします。 はい、ありがとうございます。全委員賛成で、許可相当と判断いたします。意見書を付けて県へ送付いたします。続きまして、⑤番を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、56 ページをご覧ください。受付番号⑤番。場所につきましては、58 ページに記載しております、確認ください。集落に接続しているところであります。(圃場整備がしてあるところの転用であります。) 以前農振除外申請があったところであります。農地の区分としては、第 1 種農地と判断しております。面積といたしましては、 Δm^2 の内 Δm^2 です。役場より 1 kmほど離れており、東・南側を水路、西側を道路、北側を農地に囲まれた水田の一角であります。申請人は、熊本地震において住居・倉庫が被災しており、今後解体及び新築工事しなければ

ばならない。しかし、集落内の町道は幅員が狭く、普通車でも離合ができないため、今回、自宅までの通路確保ということで、農地法第5条申請に至った。申請地は第1種農地であるが、住宅区その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置される農地であり、例外的に転用が出来ると判断される。続きまして、一般基準です。資力及び信用は、自己資金にて対応する計画であり、残高証明書により事業に必要な資金を有していると判断いたしました。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無といたしましては、抵当権が設定されている農地ではない。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性は、工期は平成29年1月30日から、平成30年1月30日までに工事を完了する予定でございます。計画の妥当性ですが、田1筆△㎡の敷地に通路の計画であり、配置等については妥当と判断いたします。周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無ですが、申請地を通路へ転用することで周囲に残る農地の集団化や農作業の効率化、そのほか農業上の総合的な利用に支障を及ぼす恐れはありません。また、同農地は将来的に農業投資の可能性は少ない。周辺の農地への日照、通風等で支障を及ぼす恐れは少ないと判断いたします。下流域の農業用排水施設への支障は少ないものと判断されます。申請地周囲の同意はいただいております。法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況として、農振除外公告縦覧中であります。給水に関しては、ございません。雨水に関しましては、隣接水路へ放流する計画です。汚水・雑排水は、ございません。59ページに配置図・平面図・排水計画が記載してあります。確認してください。総合判断として、事務局といたしましては許可相当と判断いたします。

議 長 はい、ありがとうございました。通路整備申請でした。この担当委員13番委員お願いいたします。

13 番 はい、事務局と現地確認へ参りました。転用に関しては、周囲の状況を見ても何ら問題ないと判断いたします。審議の程をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。只今、事務局・委員から説明がございましたが、何かご意見がございましたらお願いいたします。

全委員
議長

ありません。

意見がないようですので、この件に関しまして、賛成の方は、挙手をお願いいたします。 はい、ありがとうございます。全委員賛成で、許可相当と判断いたします。意見書を付けて県へ送付いたします。続きまして、⑥番を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局

はい、60 ページをご覧ください。受付番号⑥番。場所につきましては、62 ページに記載しております、確認ください。立地基準から説明いたします。第1種農地として考えております。面積といたしましては、△㎡であります。申請地は、役場より3kmほど離れた北側・南側を農地、西側を宅地、東側を道路に囲まれた畑地の一角であります。申請人は、現在、両親と同居しているが、手狭になったため、以前から独立したいと考えていた。申請地は、父所有の土地でもあり、また、閑静で環境が良い土地ということで今回、個人住宅建築を計画した。申請地は第1種農地であるが、住宅区その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置される農地であり、例外的に転用が出来ると判断される。続きまして、一般基準です。資力及び信用は、借入金にて対応する計画であり、住宅ローン仮審査申込書により事業に必要な資金を有していると判断いたしました。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無といたしましては、抵当権が設定されている農地ではない。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性は、平成29年1月25日から平成29年7月31日までに工事を完了する予定でございます。計画の妥当性ですが、畑1筆△㎡の敷地に個人住宅の計画であり、配置等については妥当と判断いたします。周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無ですが、申請地を個人住宅へ転用することで周囲に残る農地の集団化や農作業の効率化、そのほか農業上の総合的な利用に支障を及ぼす恐れはありません。また、同農地は将来的に農業投資の可能性は少ない。周辺の農地への日照、通風等で支障を及ぼす恐れは少ないと判断いたします。下流域の農業用排水施設への支障は少ないものと判断されます。申請地周囲の同意はいただいております。給排水計画につきましては、給水に関しては、御船町上水道から給水する計画であります。雨水については、北側道路側溝へ放流

する。生活雑排水に関しましては、合併浄化槽により処理後北側道路側溝へ放流する計画であります。63 ページに配置図・平面図・排水計画が記載してあります。確認してください。現状の写真は 64 ページに記載してあります。総合判断として、事務局といたしましては許可相当と判断いたします。

議 長 はい、ありがとうございます。個人住宅への転用申請でした。この担当委員 16 番委員お願いいたします。

16 番 はい、事務局と現地確認へ参りました。転用に関しては、周囲の状況を見ても何ら問題ないと判断いたします。審議の程をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。只今、事務局・委員から説明がございましたが、何かご意見がございましたらお願いいたします。

全委員 ありません。

議 長 意見がないようですので、この件に関しまして、賛成の方は、挙手をお願いいたします。 はい、ありがとうございます。全委員賛成で、許可相当と判断いたします。意見書を付けて県へ送付いたします。続きまして、⑦番を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、65 ページをご覧ください。受付番後⑦番。場所に関しては、67 ページに記載しております。確認ください。〇〇の〇〇神社と〇〇小学校の道沿いにあります。立地基準です。第 2 種農地と判断しました。面積としては、△m²です。転用目的としては、申請地は、役場より直線で 3km ほど離れた東・北側を農地、西側を宅地、南側を道路・南側を道路に囲まれた畑地の一角であります。申請人は、熊本地震において全壊した居住の建替えを現在の場所では困難と判断し、今回、息子所有の申請地に、地震の被害も現在のところに比べ少なかったので個人住宅の建設を計画し、農地法第 5 条申請に至った。周辺は未整備の小規模な畑作地帯で、周囲に担い手が耕作する農地もなく将来的にも農業投資の可能性は極めて低いところで、転用による担い手への集積も問題は無いと判断いたしました。続きまして、一般基準です。資力及び信用は、自己資金にて対応する計画であり、残高証明書により事業に必要な資金を有していると判断いたしました。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無といたしましては、抵当権が設定されている農地で

はない。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性は、工期は、平成 29 年 1 月 25 日から平成 29 年 8 月 31 日までに工事を完了する予定でございます。計画面積の妥当性ですが、田 1 筆△㎡の敷地に個人住宅にする計画で、配置等については妥当と判断いたします。周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無ですが、申請地を個人住宅へ転用することで周囲に残る農地の集団化や農作業の効率化、そのほか農業上の総合的な利用に支障を及ぼす恐れはありません。また、同農地は将来的に農業投資の可能性は少ない。周辺の農地への日照、通風等で支障を及ぼす恐れは少ないと判断いたします。下流域の農業用排水施設への支障は少ないものと判断されます。申請地周囲の同意はいただいております。給排水計画につきましては、給水に関しては、御船町上水道から給水する計画であります。雨水・生活雑排水に関しましては、合併浄化槽・浸透櫛で処理後、水路へ放流する計画であります。66 ページに配置図・平面図・排水計画が記載してあります。確認してください。現状の写真は 69 ページに記載してあります。総合判断として、事務局といたしましては許可相当と判断いたします。

議 長 はい、ありがとうございます。個人住宅への転用申請でした。この担当委員 16 番委員お願いいたします。

16 番 はい、事務局と現地確認へ参りました。転用に関しては、周囲の状況を見ても何ら問題ないと判断いたします。審議の程をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。只今、事務局・委員から説明がございましたが、何かご意見がございましたらお願いいたします。

全委員 ありません。

議 長 意見がないようですので、この件に関しまして、賛成の方は、挙手をお願いいたします。 はい、ありがとうございます。全委員賛成で、許可相当と判断いたします。意見書を付けて県へ送付いたします。続きまして、⑧番の要件等の説明をお願いいたします。

事務局 はい、70 ページをご覧ください。受付番号⑧番です。場所につきましては、72 ページをご覧ください。先ほど 4 条申請があった申請地であります。〇〇小学校の近辺であります。

立地基準としては、農地の区分としては、第 2 種農地と判

断いたします。面積は、△m²の内△m²であります。申請地は役場より 3kmほど離れた北・南側を農地、東・西側を道路に囲まれた畑地の一角である。申請人は、熊本地震において半壊した居宅及び農業用倉庫の建替えを現在の場所では地割れ等により困難と判断し、今回、父所有の申請地に、地震被害も現在のところと比べ少なかったということで農家住宅の建設を計画し、農地法第 5 条申請に至った。周辺は未整備の小規模な畑作地帯で、周囲に担い手が耕作する農地もなく将来的にも農業投資の可能性は極めて低いところで、転用による担い手への集積も問題は無いと判断いたしました。続きまして、一般基準です。資力及び信用は、借入金にて対応する計画であり、住宅ローン借入申込書により事業に必要な資金を有していると判断いたしました。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無といたしましては、抵当権が設定されている農地ではない。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性は、平成 29 年 2 月 20 日平成 29 年 10 月 31 日までに工事を完了する予定でございます。計画の妥当性ですが、畑 2 筆△m²の敷地に農家住宅建築の計画であり、配置等については妥当と判断いたします。周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無ですが、申請地を農家住宅へ転用することで周囲に残る農地の集団化や農作業の効率化、そのほか農業上の総合的な利用に支障を及ぼす恐れはありません。また、同農地は将来的に農業投資の可能性は少ない。周辺の農地への日照、通風等で支障を及ぼす恐れは少ないと判断いたします。下流域の農業用排水施設への支障は少ないものと判断されます。申請地周囲の同意はいただいております。給排水計画につきましては、給水に関しては、東側公道に公共上水道があり接続給水いたします。汚水に関しましては、東側公道に公共用下水道があり接続し放流いたします。雨水に関しましては、雨水浸透柵を設置し、地下浸透にて雨水処理いたします。オーバーフローした雨水は、西側道路内の既存側溝へ接続放流する計画であります。73 ページに配置図・平面図・排水計画が記載してあります。確認してください。現状の写真は 74 ページに記載してあります。総合判断として、事務局といたしましては許可相当と判断いた

します。

議 長 はい、ありがとうございます。農家住宅申請でした。この担当委員 7 番委員お願いいたします。

7 番 はい、事務局と現地確認へ参りました。転用に関しては、周囲の状況を見ても何ら問題ないと判断いたします。審議の程をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。只今、事務局・委員から説明がございましたが、何かご意見がございましたらお願いいたします。

全委員 ありません。

議 長 意見がないようですので、この件に関しまして、賛成の方は、挙手をお願いいたします。 はい、ありがとうございます。全委員賛成で、許可相当と判断いたします。意見書を付けて県へ送付いたします。続きまして、議案第 4 号を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、75 ページをご覧ください。 議案第 4 号 農業基盤強化促進法第 18 条の基づき別紙について、意見の決定を求める。

平成 29 年 1 月 10 日提出 御船町農業委員会長 鶴野 幸典。
次のページをご覧ください。利用権設定等状況一覧表の新規分です。76 ページから 78 ページ今月の新規分は、賃借権設定です。76 ページをご覧ください。今月新規利用権設定が、田の合計が 15,551 m²畑は、ございません。計 15,551 m²です。次の 77 ページをご覧ください。こちらは、再設定分であります。今月 7 件の申請がありました、田の合計で 36,440 m²です。畑はございません。ですので、合計が 36,440 m²となっております。農業公社を通しての所有権移転であります。今回は 3 件であります。田 3 筆の 10,050 m²であります。畑等はございませんので計の 10,050 m²であります。次の 79 ページです。
農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集計計画 を定める。

平成 29 年 1 月 10 日提出 上益城郡御船町。
次のページをご覧ください。

平成 29 年第 1 回農用地利用集積計画総括表です。左側に今月分、右側に本年累計です。累計で利用権での田の累計は 51,991

m²畑の累計は、0 m²。田畑合計で 51,991 m²となっております。所有権移転に関しましては、田 10,050 m²となっております。畑はございませんので累計は、10,050 m²です。右側の本年累計は、第 1 回目でありますので今月累計と同じでありますので割愛させていただきます。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。利用権設定一覧・農用地利用集積計画総括を提案いたしました。皆さんからご質問等がございましたらお願いいたします。

議長 ございませんか。 それでは、利用権設定並びに農用地利用集積計画について、承認いただける方は、挙手をお願いいたします。

全委員賛成で、承認、決定いたします。 続きまして、報告第 1・2 号がございますが、報告でございますので皆さんの方で確認をお願いいたします。その他へ入ります。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、机上配布しております。農振除外申請の件について説明いたします。平成 28 年議案第 57 号で説明しました案件でございます。農振除外申請です。2 件申請が出ております。別紙について説明いたします。

事業計画者（変更後の利用者）住所 氏名

〇〇〇郡〇〇町大字〇〇△△番地 〇〇 〇〇

変更目的 農地から農業用施設用地

変更と使用とする土地の所在 大字〇〇字〇〇地番△番の一部 地目 田 現況 田 面積△m²の内△m²。場所につきましては、最後のページの写真をご覧ください。県道 221 号が通っておりますが、ここに〇〇ができます。赤枠から下段にあるのが、新しく出来た道であります。農業用倉庫・住宅を建設用予定地であります。農業用倉庫だけでも早々にしたいという要望がございました。個人住宅建設の申請があれば、農振除外をしておかなければならないため、今回の申請に至った。農振は外れませんが、用途区分の変更という申請でした。農業委員会の意見として、担い手等に配慮するとともに優良農地を守らなければならない。しかし、平成 28 年 4 月 14 日の前震に始まり最大震度 7 を 2 階計測した熊本地震により、本町においても農家の居宅区域だけでなく、農地、農業用施設及び土地改良区施設においても大規模に被災したこと

から、農業用水が送水できない等地域農業への影響は不可避な現状に直面している。また、家屋建設が可能で安全な土地が地域内に不足することから、被災農家が地域から離散し、あるいは離農してしまうことで、集落単位で維持してきた地域農業が破壊することが懸念されている。これを回避するための措置として、既存集落等への被災農家住宅等の移設を希望する場合には、地域の農業振興への支障がない場合に限り、意欲的に営農活動を継続することが出来るよう十分に配慮することで、これまで培われた集落維持及び農村環境の維持発展につなげる。当農地は、農地法第 8 条第 4 項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供するために行われるものであり、許可が出来ると判断され、農地転用の見込みがある。

農地区分としては、10ha 未満の小集団の生産性の低い農地であることから 2 種農地と判断いたします。事務局としては、許可相当であると判断いたします。 以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。この案件としては、12 月で議案として出ておりましたが、書類不備で次回となった案件でございます。

この件で、皆さんより何かご意見がございましたらお願いいたします。

無い様でございますので、この案件につきまして、承認いただける方の挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございました。全委員賛成で承認いたします。続きまして、事務局よりその他があるようですのでお願いいたします。

事務局

はい、何点かございます・

- ・非農地申請ですが、現地確認は、終了いたしました。

(2 件ほど書類不備があっただけです。)

- ・平成 28 年度熊本県農業委員会活動強化推進大会の件について説明

- ・次回総会の案内

今月の総会を、終了いたします。お疲れ様でした。

上記のとおり会議の顛末を記載し相違なきことを
証明するためにここに署名する。

8 番

⑩

9 番

⑩